

国立大学法人京都教育大学施設使用要領

平成16年 4月 1日 制定

平成31年 2月18日 最終改正

(趣 旨)

第1条 国立大学法人京都教育大学（附属学校園を含む。以下「本学」という。）に所属する国立大学法人京都教育大学資産管理規則第3条第3項に規定する不動産を、その用途又は目的以外にこれを本学以外の者に一時使用させるときは、他の関係法令またはこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この要領の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 一時使用させることのできる施設（以下「施設」という。）については、別に定める。

2 学長が特に必要であると認めるときは、前項に定めた施設以外の施設であってもこれを一時使用させることができる。

(使用基準)

第3条 本学の施設は、学術研究、社会教育、体育振興、公共活動等の発展のため適当と認めた場合に限り、本学の行事、授業、及び課外活動等を妨げない範囲内において、次の各号に掲げる用に供する場合、本学の施設を一時使用させることができる。

- 一 国または地方公共団体等が、公共の目的のために使用する場合
- 二 その他公共的団体または学校法人が、同条本文の目的のために使用する場合
- 三 その他学長が教育研究の発展のため特に必要と認めた場合

(使用期間)

第4条 本学施設を一時使用させる期間は20日以内とし、1日の使用時間は原則として、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、資産管理事務責任者が認める場合は、この限りでない。

(使用手続)

第5条 一時使用の許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、別紙様式1による施設使用申請書により、許可を受けようとする日の1ヶ月前までに、資産管理事務責任者に申請するものとする。

(使用許可書)

第6条 資産管理事務責任者は、前条の申請を許可したときは、別紙様式2による使用許可書を申請者に交付するものとする。

(使用料)

第7条 前条の規定により、施設使用を許可されたもの（以下「使用者」という。）は、別に定める使用料を指定の期日までに納付しなければならない。

- 2 既納の使用料は、使用者自身の都合により使用を取り止めた場合及び使用者の責に帰すべき事由により本学が使用許可を変更又は取消した場合には、返還しない。
- 3 使用に伴う電気料、水道料、冷暖房費等の実費は、使用者の負担とする。

(使用料の免除)

第8条 資産管理事務責任者は、前条に定める使用料について、次の各号に該当する活動に使用する場合は、これを免除することができる。但し、年度内に相当数の利用を行う場合は、免除の対象としない。

- 一 「国立大学法人京都教育大学共催・後援等に関する要項」に基づき本学が協賛する場合
- 二 本学が加盟する団体が主催する場合
- 三 本学の教職員、幼児・児童・生徒・学生の保護者及び卒業生で構成される団体が主催する場合
- 四 本学の京都市指定避難場所・避難所を利用する防災を目的とする訓練、活動を行う場合
- 五 本学が属する学区または隣接する学区の住民で構成される団体が主催する場合
- 六 その他学長が必要と認めた場合

(使用許可証)

第9条 使用者は施設を使用しようとするときは、使用許可書を本学教職員に提示しなければならない。

2 使用者は、本学教職員の指示に従って施設を使用するものとする。

(転貸の禁止)

第10条 使用者は、使用許可を受けた施設を第三者に転貸してはならない。

(使用許可の取消し)

第11条 資産管理事務責任者は、次の各号に該当するときは使用許可後においても使用許可を取消すものとし、この場合使用者においていかなる損害を生じても本学は賠償の責を負わない。

- 一 本学において当該施設を使用する必要性が生じたとき
- 二 使用許可に際して付した条件を守らないとき
- 三 使用目的を無断で変更したとき又は他のものに転貸したとき
- 四 使用料を納入しないとき
- 五 施設を滅失及び毀損するおそれが生じたとき
- 六 秩序を乱し公益を害するおそれがあると認められたとき
- 七 その他本学が管理運営上必要があると認めたとき

(立ち入りおよび指導)

第12条 本学は、使用者に使用許可をした後であっても、施設の管理上必要があると認めたときは、当該施設に立ち入り必要な指示を行うことができる。

(使用の中止)

第13条 使用者は、使用日時を変更しようとするとき、あるいは使用を中止することとなったときは、使用することになっていた日の3日前までに、施設使用変更申請書を資産管理事務責任者に提出して、その承諾を受けなければならない。

(原状回復)

第14条 使用者は、使用期間が満了したとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちに本学の指示に従い、当該施設を原状に回復して返還しなければならない。

(事故の責任)

第15条 施設の使用中に生じた事故については、使用者が一切の責を負うものとする。

(損害賠償)

第16条 使用者は、使用中に故意または過失により施設を滅失または毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、施設使用の細部に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成20年1月21日から施行する。

附則

1 この要領は、平成24年2月27日から施行し、平成23年9月12日から適用する。

2 国立大学法人京都教育大学の施設使用料免除の取扱について（平成17年6月8日）は廃止する。

附則

この要領は、平成28年12月5日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。